○専修大学ホームページ管理・運用規程

平成12年4月1日

制定

(目的)

第1条 この規程は、専修大学(以下「本学」という。)の諸機関並びに教員、 大学院生及び学部学生が開設するホームページの管理・運用に関し必要な事項を定めることにより、ホームページを教育・研究に活用し、かつ、大学広報として有効に機能させることを目的とする。

(ネットワークの利用)

第2条 本学が開設するホームページのネットワークの利用については、専修 大学インターネットドメイン(SID)運用細則の定めるところによる。

(ホームページの開設要件)

第3条 SIDにおけるホームページの開設は、本学のホームページのトップページに直接的又は間接的にリンクすることを要件とする。

(ホームページを開設するものの責務)

第4条 ホームページを開設するものは、開設するホームページの内容について一切の責任を負うものとする。

(運営委員会の設置)

第5条 第1条の目的を達成するため、理事長の下に、審議決定機関としてホームページ運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

(運営委員会の構成等)

- **第6条** 運営委員会は、理事長が任命する次に掲げる者をもって構成する。この場合において、第2号から第4号までに掲げる者を任命するときは、あらかじめ、学長の意見を聴くものとする。
 - (1) 法人役員 1人
 - (2) 学部教員 各学部から1人
 - (3) 大学院教員 1人
 - (4) 法科大学院教員 1人
 - (5) 教職課程協議会委員 1人
 - (6) 全学カリキュラム協議会から選出された者 1人
 - (7) 情報科学センター長
 - (8) 事務計算センター長

- (9) 関係事務所管を代表する者 7人
- (10) 運営委員会の事務局長 1人
- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、後任の委員の任期は、 前任者の残任期間とする。

(運営委員会の議長)

- 第7条 運営委員会に、議長2人を置き、理事長が任命する。
- 2 議長のうち1人は前条第1項第1号に掲げる者とし、他の1人は同項第2 号から第4号までに掲げるいずれかの者とする。

(運営委員会の会議)

- 第8条 運営委員会の会議は、議長が必要に応じて招集する。
- 2 議長は、必要に応じて、本学の教員又は職員に運営委員会が開催する会議 への出席を求めることができる。

(ホームページの開設資格)

- **第9条** ホームページを開設することができるものは、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 教育·研究機関
 - (2) 管理·運営機関
 - (3) 学術研究及び教育の目的を遂行する手段としてホームページを必要と する教員
 - (4) 本学の大学院生及び学部学生
 - (5) その他運営委員会が認めた者及び機関(各種委員会を含む。) (ホームページの開設又は廃止の届出等)
- 第10条 ホームページを開設し、又は廃止しようとするものは、その開設又は 廃止について、次のとおり開設(廃止)届を提出しなければならない。
 - (1) 前条第1号、第2号及び第5号に規定するもの 運営委員会の事務局
 - (2) 前条第3号及び第4号に規定する者 情報科学センター
- 2 前項の規定にかかわらず、情報科学センターは、卒業、退職等により不要 となったホームページについては、届出によらず廃止することができる。 (システム資源の利用)
- 第11条 第9条第1号及び第2号に規定するものが開設するホームページにあっては事務計算センターのシステム資源を利用し、同条第3号及び第4号に規定する者が開設するホームページにあっては情報科学センターのシステム

資源を利用する。ただし、同条第5号に規定するものが開設するホームページにあっては、運営委員会が情報科学センター及び事務計算センターと協議してシステム資源の利用先を決定する。

(ユーザIDの申請等)

- 第12条 ホームページの開設に必要となるユーザIDは、ホームページを開設しようとするものが、前項に規定する利用区分に基づき、情報科学センター長 又は事務計算センター長に申請するものとする。
- 2 ホームページを開設したものは、情報科学センター又は事務計算センター から交付されたユーザID及びパスワードの管理に責任を負うものとする。 (企画、管理・運用等)
- 第13条 ホームページのトップページなど、ホームページにおける全体構成の 企画、管理・運用等は、運営委員会が情報科学センター及び事務計算センタ ーと協議して行う。

(サーバーの管理)

- 第14条 オフィシャルホームページのサーバーの管理にあっては事務計算センターが、第9条第3号及び第4号に規定する者が開設したホームページのサーバーの管理にあっては情報科学センターが、それぞれ分担して行う。ただし、同条第5号に規定するものが開設したホームページの管理にあっては、運営委員会が情報科学センター及び事務計算センターと協議して決定する。(コンテンツの管理・運用)
- **第15条** ホームページにおけるコンテンツの管理・運用は、第9条に規定するホームページを開設するものがこれを行う。

(遵守事項)

- 第16条 ホームページを開設するものは、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) プライバシー、著作権等の法令に定める権利を侵害する行為
 - (2) ネットワークの運用に支障を及ぼすような行為
 - (3) 他人を詐取する行為
 - (4) 営利を目的とした行為
 - (5) その他法令又は社会慣行に反する行為 (利用資格の停止等)
- 第17条 ホームページの内容が前条に規定する遵守事項に反したと判断される 場合は、第9条第1号、第2号及び第5号に規定するものに対しては運営委

員会が、同条第3号及び第4号に規定する者に対しては情報科学センター長がホームページの利用資格を一定期間停止し、若しくは取り消し、又は当該ホームページの抹消を命ずることができる。

(事務局)

第18条 運営委員会の事務局は、理事長室広報課が担当する。

(規程の改廃)

第19条 この規程の改廃は、運営委員会の議を経て理事長が行う。

附則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年2月18日から施行する。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。